

確定申告特集

～申告準備はお早めに～



9/28 採用力強化セミナーのようす

アンケートにお答えいただいた方全員から「非常に参考になった」「参考になった」とのお声をいただきました

CONTENTS

確定申告特集

- ・ふるさと納税
- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・配偶者控除と配偶者特別控除

登記申請の添付書類が変更

- ・登記申請の株主リスト添付

その他

- ・お仕事リスト
- ・お仕事カレンダー
- ・開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ
税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL 088-631-8119

FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182

FAX 0883-26-0187



01 ふるさと納税

全国の市町村が参加するふるさとチョイスには、特産品が盛り沢山。特典が見逃せないふるさと納税を活用してみましょう！



ふるさと納税という制度が2008年から開始され、自治体からの様々な特典があるということ、関心を持たれている方も多くなっています。

一方で、「なんだか手続きが大変そう」という先入観で、なんとなく避けている方もいらっしゃるかもしれません。

でも、実は簡単に制度を利用できるようになっています。ここでは、毎年15万人の方が利用しているふるさと納税についてのお話を、税理士法人アクシス会計サービス五課鎌谷税理士に

インタビューしました。

—そもそも、ふるさと納税の仕組みってどうなっているのですか？

鎌谷 私たちには、所得税・住民税・消費税など、色々な税金がかかります。それに加えてふるさとに「納税」するなんてもう勘弁してほしい！と思いたくなりますよね。

ですが、実は、ふるさと納税というのは、自分が応援したい自治体に寄附という形で、納税をすることに

よって、次の年に、自分の住んでいる市町村の住民税が、ほぼ同額減税になるという制度なんです。

—ということは、ふるさと納税をしても、実質的な負担増は、あまりないんですね。

鎌谷 そうですね。ふるさと納税という税金を「追加」で負担するというのではなく、本来、自分が住んでいる市町村に納税しなければいけない住民税を、自分の好きな自治体、応援したい自治体に割り振ることがで

きる制度というイメージです。

鎌谷 ただし、実際は、2,000円だけ自己負担があり、また、住民税の約2割までという上限もあります。

でも、それに見合うだけのメリットとして、各自治体による各種の特典・お礼が用意されているんです。

—なるほど、2,000円の自己負担で、自分の応援したい自治体に、自分の税金を納めることができるんですね。

しかも、特典までであるのなら是非してみたいですが、でも手続きは難しくありませんか？

鎌谷 昨年の法改正などで、手続きはずいぶん簡単になりました。

何か面倒な書類を書いて役所で手続きをしなければいけないだろうというイメージがあるかもしれませんが



ん。でも、多くの自治体に、インターネットで申込をすることができるんです。

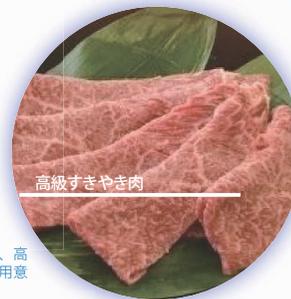
「ふるさとチョイス」というウェブサイトがありますので、一度、覗いてみてくださいね。

—「ふるさとチョイス」で検索ですね。支払いはどうするのですか？

鎌谷 支払方法もクレジットカード払いを選択できる自治体も増えています。

鎌谷 この他にも、「ワンストップ特例制度」というものができ、寄付先が5自治体までなら、確定申告が不要になりました。

寄付ごとに申請書類を寄附自治体に郵送するだけで済みますので、確定申告が初めての方も負担なく、始めることができるようになってきました。是非、活用してみてください。



「ふるさとチョイス」のサイトをみると、高級肉や日本酒、宿泊券までさまざまな特典が用意されています。



02 災害被災時の控除

先月は台風が何度も発生しました。もし、災害でこんな台風被害にあったら、使える制度があることをご存知ですか？

—どんな制度ですか？

鎌谷 簡単に言ってしまうと被害を受けたとき、保険金を受取っても損をしている場合には、所得からその損を引いて、所得税の負担を軽くしてくれる制度です。

医療費控除と同じで、多少自己負担になる部分もあります。

鎌谷 似たような制度が2つあって、所得から損害額を引いてくれる雑損控除と、所得が1000万円以下の方が災害にあわられた場合に災害減税法による所得税の軽減免除があります。

重複はできないので、両方に該当する場合はどれだけ所得税の負担が軽くなるかを計算して、より負担が軽くなるほうを使います。

—台風で被害を受けたときしか使えないのですか？

鎌谷 台風以外にも、地震

などの自然災害や火災で被害を受けた場合でも大丈夫です。

生き物による災害も含まれるので、家がシロアリの被害にあって、その駆除と修理をした場合もこの制度が使えます。木造住宅が多いですし、自然災害よりはシロアリのほうが遭遇する可能性は高いかもしれませんね。

—盗難にあった場合はどうですか？

鎌谷 盗難にあった場合も被害額がわかればこの制度が使えます。

でも、高額なもの、具体的には30万円を超える価値がある貴金属や書画骨董などは対象外になります。

あとは予防も対象外です。シロアリの予防をされることもあると思いますが、その予防のためのお金はこの制度が使えません。

—どうすれば、この制度が使えますか？

鎌谷 適用をうける場合は、確定申告が必要です。通常は被害を受けた年の翌年2月16日から3月15日の間に税務署に申告してください。

災害に関連したやむを得ない支出があれば、領収書などが必要になりますので保管しておき、被災状況を確認してもらうためには、被害を受ける前と後の状態なども重要になってきます。写真などがあるとわかりやすいですね。

また、自治体によっては住民税の免税や納税の猶予の制度を設けているところもあるようです。

鎌谷 保険でまかなえれば一番いいのですが、そうでないときはこういう制度を使っていただくと少しでも手元にお金が残ります。

—医療費控除とは、何ですか？

鎌谷 1年間に病院などに支払った治療の金額が多い場合に税負担の軽減をしてくれる制度です。これまでの確定申告でこの制度をつかわれたサラリーマンの方も多いのではないのでしょうか。

—今、治療の額が多い場合と言われましたが、具体的にはいくらですか？

鎌谷 多い少ないの目安は原則10万円です。

10万円以上の支払いがあると超えた部分に適用があると思っていただいてもよいのですが、領収書などの証拠が必要なので1年分しっかり残しておかないといけません。

—もう少し具体的に教えてくださいませんか？

鎌谷 通院で病院に支払う治療費のほか、出産や手術があったとき、補助金や保険金でまかなえない部分などが対象になったりします。

この医療費控除は通院で使ったバスや電車、必要であればタクシーなどの料金も対象になります。バスや電車は領収書がなかったりしますが、記録を残しておいてください。

—この医療費控除について、改正があったという話も聞きます。

鎌谷 はい、改正がありました。それは、額に関するものです。目安は10万円と先ほどお話ししましたが、この改正で、市販薬の購入

金額が1万2千円を超えると、その超えた部分について医療費控除の特例が使えるようになります。

鎌谷 最大8万8千円なので所得税の軽減額は少ないですが、病院にあまり行かないけれど薬局で薬は買うという方も医療費控除を受けられるかもしれません。この制度を使う細かい条件についてはもう少し後になれば分かると思います。

—いつから支払った分が対象になりますか？

鎌谷 平成29年1月1日以降に支払った分が対象になります。

今年からではなく、平成30年2月からの確定申告から適用となりますのでご注意ください。

03 医療費の控除

医療費控除の適用には、領収書が必須。通院のためのバスやタクシー使用の料金も対象となる場合があります。



04

扶養の基準は？

共働きの家庭も増え、お家のこともしながらパートで働かれている方は多いと思います。
働いていると「103万円以内に抑えないと扶養に入れない」「いやいや130万円だって聞いたけど」という話をしたことがあるのではないのでしょうか。ここではそんな疑問を聞いてみました。

配偶者控除と配偶者特別控除

扶養の基準は、
103万円？
130万円？

—そもそも扶養に入れる、入れないっていうのはどういうことですか？

鎌谷 扶養というのが言葉のとおり、誰かに養ってもらっているということですが、養ってもらっているかどうかについてはその人の収入などで判断します。

養ってもらっていると判断される収入の上限が、103万円だったり130万円だったりするんですね。

扶養されていると判断されると、扶養している方の税金が安くなったり、社会保険料の負担がなくなったりと各種のメリットがあります。

—先ほど、103万円と130万円の二つの金額がでてきましたが、上限が2種類あるんですか？

鎌谷 はい、扶養の基準については、税金（所得税）の扶養の基準と健康保険の扶養の基準の2つがあります。

まず、税金（所得税）を計算するときの扶養の基準が、103万円です。

例えば、会社からお給料をもらって生活されているという方であれば、扶養されている方の収入が103万

円までというのが、税金を計算するうえでの扶養されている基準となります。

一般的に「配偶者控除」と呼ばれる基準を使える条件です。

一方、健康保険の扶養に入れる基準は、60歳まででしたら、扶養されている方の収入が130万円までというのが、一つの基準になっています。（注）

—税金（所得税）のときの扶養と、健康保険のときの扶養の定義は違うのですね。ここは少し注意が必要ですね。

鎌谷 そうですね。この2つは混同されがちですので、注意いただきたいですね。

—どっちの扶養のことか、気をつけないといけませんね。でも、どちらの扶養の

基準も、上限があるならやっぱり働く時間を調整したほうがいいんでしょうか？

鎌谷 その人の状況によって変わってくるのですが、税金面（所得税）に限っていうならば、「配偶者特別控除」という段階的に控除額を調整する制度がありますので、お給料の年間収入が103万円を超えたからといって、急にご主人の税金が増えるということはありません。

所得税は稼いだ以上に税金を納めることはないのですが、世帯で見ると、扶養されている方が沢山稼いだからといって、税金のために手取りが少なくなるということはありません。

鎌谷 ただ、社会保険のほうで扶養に入れなくなった途端に、それまで扶養に入っ

ていた方が、国民健康保険や国民年金の掛金を負担することになりますので、その場合は、手取りが少なくなるケースもよくあります。

そうした負担増が気にならないくらいに稼げる場合はいいのですが、130万円という基準の前後だとやはり調整したほうが手取りが多いということもありますね。

この辺の判断は、難しい場合が多いので、疑問に思うことがありましたら、税理士法人アクシスまでお気軽にお電話ください。

（注）平成28年10月に法改正があり、501人以上規模法人に勤務される方で、週20時間以上かつ年106万円以上など一定の要件に当たる場合は、130万円未満であったとしても、勤務先で厚生年金・健康保険の被保険者となるため、配偶者の被扶養者とはなりません。

（※）社会保険に関する部分は、社会保険労務士法人アクシス監修。

今月号のインタビューに答えてくれた人



広島会計学院電子専門学校在籍中の20歳のときに、税理士試験最年少合格の快挙をはたす。
卒業後、平成24年4月、税理士法人アクシスに入社。
実務経験2年を経て、平成26年6月に税理士登録。

会計サービス五課 税理士 鎌谷 郁代

お仕事リスト 12月



001 年末調整の実施



年末調整の実施をしましょう

今月は、年末調整の計算月です。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なります。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。また、平成 28 年分の扶養控除等申告書に、個人番号の記載がありますので、安全管理措置に沿って保管等を行いましょ



002 新年度の源泉徴収事務の準備



新年度の源泉徴収事務の準備をしましょう

給与計算の他、源泉徴収は 1 月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出（1 月）に向け、早めに準備をしましょう。



003 賞与支払届の提出



賞与支払届を提出しましょう

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を 5 日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。



004 仕事納めの段取り確認



仕事納めに向けての準備をしましょう

仕事納めまでの段取り、大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼などについて最終確認をしましょう。納会を行う場合は、場所の手配や、飲食物の用意などをします。また取引先に年末の挨拶回りにいく場合は、この 1 年間に取引先に弔事がなかったかどうか再確認し、失礼のないようにします。また休暇中の緊急連絡先、その他注意事項を社内に通知するとともに取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続き、戸締りなどの保安措置もしましょう。一方で、取引先の年末年始の休暇がいつになるのかを確認し、在庫調整や資金回収もれがないように心がけましょう。



005 お歳暮、年賀状の送付



お歳暮や年賀状の準備は早めにしましょう

あらかじめ手配しておいたお歳暮、年賀状を送付します。年賀状は元日に届くように、早めに送付するようにしましょう。



006 年始の準備



年始の準備をしておきましょう

年始行事の段取りを確認しましょう。
 初出（式）・・・場所の確保、集合時間、挨拶の依頼、式次第の確認
 年間カレンダー・・・年間行事の確認と、カレンダー作成
 年始挨拶回り・・・挨拶先の確認

2016年

12月

お仕事カレンダー



Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
<p>●10月決算法人の確定申告・4月決算法人の中間申告(税・県・市)期限(1月4日) ●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告期限(消費税・地方消費税)(1月4日)</p>			1 先勝	2 友引 ●【無料】相続相談会 ●【無料】採用相談会	3 先負 【午前営業】	4 仏滅 ●社会福祉会計簿記認定試験
5 大安	6 赤口	7 先勝 ●18:00-21:00 第5期徳島元氣塾	8 友引	9 先負 ●【無料】障害年金相談会	10 仏滅 【休み】	11 大安 【休み】
12 赤口 ●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(28年6月～11月分)の納付 ●一括有期事業開始届(概算保険料160万円未満・請負金額18,000万円未満の工事)(基)	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅 ●【無料】相続相談会 ●【無料】採用相談会	17 大安 【休み】	18 赤口 【休み】
19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅 ●19:00-21:00 経営研究会	23 大安 【天皇誕生日】	24 赤口 【休み】	25 先勝 【休み】
26 友引	27 先負	28 仏滅	29 赤口	30 先勝 【休み】	31 友引 【休み】	

開催セミナー

axis
税理士法人アクシス

開催場所 〒770-0051 徳島市北島田町 1 丁目 3-3
税理士法人アクシス 徳島本社
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

経営

12/7(水)

18:00-21:00

徳島元気塾

大競争時代に入化した今、経営者はどう考え、どう動けばいいの。商品政策は？財務対策は？組織対策は？経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から経営の「原理原則」を解説します。

講師：革真塾チーフコンサルタント 井崎 貴富

相続

12/2(金)12/16(金)

事前にお時間をご予約ください

相続相談会

いざという時、あわてない、困らないために事前準備をしましょう！大切な家族のために、相続税対策、遺言、納税資金確保、贈与等、何でもご相談ください。

担当：税理士法人アクシス 資産税サービス課

労務

12/2(金)12/16(金)

事前にお時間をご予約ください

採用相談会

今やどの業種も人手不足状態。採用にお困りの法人さまは、是非ご相談ください。相談後、新規に顧問契約いただいたお客さまには、社会保険労務士が求人票作成から採用立会いまで支援します。(先着5法人さま)

担当：社会保険労務士法人アクシス

代表社員 社会保険労務士 櫻葉 稔

年金

12/9(金)

事前にお時間をご予約ください

障害年金相談会

障害年金を知らないために、申請ができていない方が多くいらっしゃいます。受給の可能性がどうか、障害年金専門の社会保険労務士にご相談ください。

担当：社会保険労務士法人アクシス

社会保険労務士 山本 江美子

経営

11/24(木)・12/22(木)

経営研究会

経営者の皆さまにお集まりいただき、業種を超えて、交流・意見交換を行います。
毎月第4木曜開催。

担当：税理士法人アクシス

代表社員 税理士 川人 洋一

お申込み



HP <http://www.m-staff.com/>



Mail ms@m-staff.com



TEL 088-631-8119



FAX 088-632-6543

希望日時、会社名、参加者名を明記してお申込みください。